鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託 募集要項

(公募型プロポーザル)

令和6年1月 大阪市建設局

目 次

| 1 事業の概要 | 1 |
|-------------------------------------|----|
| (1)案件名称 | 1 |
| (2) 事業趣旨及び目的 | 1 |
| (3) イベント実施概要 | 2 |
| (4)事業規模(契約上限額) | 3 |
| (5)費用分担 | 3 |
| 2 業務内容 | 3 |
| 2. 1 イベントの企画 | 3 |
| (1) 企画及び調整 | |
| (2) 効果計測の検討 | |
| (3) 実施計画・運営計画の作成 | |
| 2. 2 広報業務 | |
| (1) ポスター、パンフレットの作成及び印刷、配送 | |
| (2) インターネット等を活用した広報 | |
| (3) パブリシティ調整 | |
| (4) 休憩所付き PR ブースの設置 | |
| (5)他公園でのイベント等を活用した広報 | |
| (6) サイクリングマップ等を活用した広報 | |
| 2. 3イベントの運営 | |
| (1) 関係機関との事前協議等(2) 運営及び警備 | |
| (3) 資機材等の調達・搬入・撤去 | |
| (4) 効果計測 | |
| (5) 園内、周辺地域への配慮 | |
| (6) イベント参加者への配慮 | |
| (7) 当日の気候、天候の条件に対応 | |
| (8) 保険への加入 | |
| (9) イベント参加費の徴取 | |
| (10)収益・協賛金の徴取 | |
| 2. 4 公園活用を進めていくための方策についての検討 | |
| 2. 5 サイクルロード利用促進についての検討 | 8 |
| 2. 6 横浜園芸博(2027年国際園芸博覧会)との連携イベントの検討 | 8 |
| 2. 7 協議、打合せ等 | 8 |
| 2. 8 報告書の作成 | 8 |
| 3 提案を求める内容 | 9 |
| 4 契約に関する事項 | 9 |
| (1) 契約期間 | 9 |
| (2)履行場所 | 9 |
| (3) 契約の方法 | 9 |
| (4) 委託料の支払い | |
| (5) 再委託について | 10 |

| | (6) | その他 | 10 |
|----|-----|-------------|----|
| 5 | 参加 | 1条件 | 10 |
| | (1) | 参加資格 | 10 |
| | (2) | 欠格事項 | 11 |
| | (3) | 失格事項 | 11 |
| 6 | 業務 | ミスケジュール | 11 |
| 7 | 参加 | 1手続き等に関する事項 | 11 |
| | (1) | 質問の受付・公表 | 11 |
| | (2) | 応募書類の提出 | 12 |
| | (3) | 提案内容の取扱い | 12 |
| | (4) | その他注意事項 | 12 |
| 8 | 応募 | [書類に関する事項 | 13 |
| | (1) | 参加申請書類 | 13 |
| | (2) | 企画提案書類 | 13 |
| 9 | 選定 | 『に関する事項 | 13 |
| | (1) | 選定方法 | 13 |
| | (2) | 選定基準 | 14 |
| | (3) | 失格事由 | 15 |
| | (4) | 選定結果の通知及び公表 | 15 |
| 10 | 提出 | 1先・問い合わせ先 | 15 |

1 事業の概要

(1) 案件名称

鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託

(2) 事業趣旨及び目的

大阪市は、歴史的に自然の緑に恵まれず、早くから市街化が進行した都市であったことから、緑豊かな潤いある快適な都市環境を形成するために、昭和 39(1964)年の緑化 100 年宣言を契機として緑の量的拡大に取り組んできた。

平成 2 (1990)年に鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会(以下「花博」という。)は、「自然と人間との共生」をテーマとし、産業や文明の発展と、自然やみどりとが調和しあう存在となり、全人類の一層の豊かさと生活の質の向上をめざすなど、現代の国際社会がめざす将来に先駆けた理念を掲げるものであった。また、本市では、花博の理念である「自然と人間との共生」を今日的・将来的視点で捉えなおし、SDGs*の観点も踏まえながら鶴見緑地のめざすべき将来像などを示した「鶴見緑地再生・魅力向上計画」を平成 31 年 3 月に策定した。令和 2 (2020)年には、花博 30 周年のメモリアルイヤーおよび大阪・関西万博(以下「万博」という。)の機運醸成として、記念イベントを実施し、イベントを楽しんでもらいながら、今後の新たな公園の使い方や楽しみ方を市民や事業者等と共有し、ともに考えていく契機とした。大公園での開催であったため、新たな公園の利活用をより地域に身近な公園に展開すべく、令和 3 (2021)年からは、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」(愛称:パークファン)を推進している。

令和7(2025)年には、万博が開催されることから、イベントを楽しみながら、今後の公園の使い方や楽しみ方を多くの市民や他都市からの来園者、国外からの来園者、事業者等と共有し、ともに考えていくことを目的とし、花博開催地である鶴見緑地を中心とし、他公園、万博までのネットワーク、万博会場と連携しながら、万博連携事業を実施する。

そこで本市では万博連携事業として、鶴見緑地の特性をふまえた「花・緑の魅力と異文化の体験」、「自然・オープンスペースの利活用」、「環境に関する取組の推進」をテーマとし、令和6年度プレイベント及び令和7年度春・秋イベントの実施を予定している。本事業では、たくさんの市民の方に公園に訪れていただく設えを作るとともに、公園を利活用する市民等(プレーヤー)と取組等を支援する企業(サポーター)による公園利活用プログラムの支援、最新技術の体験イベントの運営等を通じ、公園版未来社会の体験を提供することを目的とする。また、取組の効果検証等を実施したうえで、今後の公園活用を進めていくための方策について検討し、地域の身近な公園における利活用にも応用することとする。

※ Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

≪参考≫

「新・大阪市緑の基本計画」

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239835.html「鶴見緑地再生・魅力向上計画」

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000465020.html

「みんなで公園活用事業(愛称:パークファン)」

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000552482.html

(3)イベント実施概要

1) 開催日時・場所・イベント概要

ア. 令和6年プレイベント

日程:2024年11月2日、3日、9日、10日の計4日間(土日祝日4日間) (淀川左岸サイクルロード PR イベントについては、4日間を含む約1か月 間開催すること)

場所:鶴見緑地ほか

イベント概要(詳細は「2業務内容 2.1 (1)企画調整」を参照すること)

■自主イベント

- 集客を促すイベントプログラム
- ・花博の理念継承に関するイベントプログラム
- ・最新技術の試行・出展イベントプログラム
- ・事業者提案イベントプログラム
- ・淀川左岸サイクルロード PR イベント (PR ブースの設置運営、デジタルスタンプラリー、広報) (約1か月間実施)

■調整連携イベント

・プレーヤー・サポーターの提案に基づく公園活用プログラム ※企画・運営・広報の支援、安全管理等を実施

イ. 令和7年春イベント

日程:2025年4月13日~5月12日の計30日間(平日18日間、土日祝日12日間)

場所:鶴見緑地ほか

イベント概要(詳細は「2業務内容 2.1(1)企画調整」を参照すること)

■自主イベント

- 集客を促すイベントプログラム
- ・花博の理念継承に関するイベントプログラム
- ・本市職員提案イベントプログラム
- ・最新技術の試行・出展イベントプログラム
- 業者提案イベントプログラム

■調整・連携イベント

- ・プレーヤー・サポーターの提案に基づく公園活用プログラム ※企画・運営・広報の支援、安全管理等を実施
- ・ 万博付随イベントプログラム

ウ. 令和7年秋イベント

日程:2025年9月14日~10月13日の計30日間(平日18日間、土日祝日12日間)

場所:鶴見緑地ほか

イベント概要(詳細は「2業務内容 2.1(1)企画調整」を参照すること)

■自主イベント

- ・集客を促すイベントプログラム
- ・花博の理念継承に関するイベントプログラム
- ・本市職員提案イベントプログラム
- ・最新技術の試行・出展イベントプログラム

- 業者提案イベントプログラム
- ■調整・連携イベント
 - ・プレーヤー・サポーターの提案に基づく公園活用プログラム ※企画・運営・広報の支援、安全管理等を実施
 - ・万博付随イベントプログラム

(4) 事業規模(契約上限額)

金 280,000,000 円 (消費税含む)

(5)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

2 業務内容

2. 1 イベントの企画

(1) 企画及び調整

令和6年度のプレイベント、令和7年度の春イベント及び秋イベントの実施にあたり、イベントの企画運営及び調整について提案すること。なお、イベントの企画にあたり、実施時間についても提案することができ、どの時間帯に鶴見緑地を訪れても楽しめるようなプログラム構成とすること。また、「1事業の概要 (3) 1) ア.~ウ.」に記載のイベントについては、必ず実施すること。イベントは令和6年度から令和7年度において複数回にわけて開催されるため、万博本会場との連携ほか万博の開催に向けストーリー性のあるイベント企画とすること。

なお、イベントプログラムの検討にあたっては、万博ほか連携事業に変更があるときなど、本市職員と協議のうえ柔軟に対応すること

ア 自主イベントプログラムの検討

事業趣旨及び目的を十分理解したうえで、市民をはじめとして、多様な世代など幅広い層から、多くの集客が期待できるイベントの実施内容(プログラム)を検討すること。検討にあたっては、イベントへの参加を契機に、今後の公園活用の促進や万博への認識の深化などにつながるような工夫を行ったうえで、イベント実施主体等の意向を踏まえた内容とすること。また、万博開催に合わせ、公園版未来社会の実現に向け最新技術等を活用し、「花・緑の魅力と異文化の体験」、「自然・オープンスペースの利活用」、「環境に関する取組の推進」をテーマとする取組とすること。

(ア) 集客を促すイベントプログラム

市民をはじめとして、万博に来られた市外・国外の方々に鶴見緑地を訪れていただけるような魅力的なイベントを検討すること。また、昼のイベントだけでなく、 夜の公園を活用したイベントについても検討すること。

- (例) ステージイベント、著名人を登用したイベント、飲食物販ブースの出店、野 外映画等の滞在を促すイベント等
- (イ) 花博の理念継承に関するイベントプログラム

鶴見緑地が花博の開催地であったことをふまえ、そのレガシーである「いのちの塔」や「国際庭園」をそれぞれ活用した取組を実施すること。なお、国際庭園については、令和5年度及び令和6年度にリニューアル工事を予定している庭園がある。

また、万博に関する花飾りについても提案すること。

いのちの塔のプロジェクションマッピング、国際庭園でのナショナルデーや国際 交流イベントは実施することとし、プロジェクションマッピングのデザインについ て提案すること。

(ウ) 本市職員提案イベントプログラム

イベントの実施に向け、企画・運営について提案すること。イベントは令和7年度の春イベント又は秋イベントにおいて、①~③のすべてを実施すること。なお、令和6年度は、運営調整にあたり、本市職員と打合せを実施し、本市職員の提案内容が反映されるように留意すること。

① 自然を生かした体験学習

AI 技術等を活用した自然体験学習 (スマートフォンアプリによる AI 技術を活用 した「鶴見緑地いきもの図鑑づくり」) を実施する。

② 花壇の再生

万博ならではの花を選定し、花壇を整備し、種を植える。花は処分せずにドライフラワーにする等思い出として残す。花壇の整備をする場所は、本市職員と協議の上決定する。

- ③ 科学技術(テクノロジー)に頼らないイベント(a~cのいずれかを実施) (a)自然遊技場(子どもが自由に遊びまわれるエリアを簡易な柵等で明示し設定する。)
 - (b)外国の遊び体験(本会場にパビリオンを出展している国の遊びを体験する。)
 - (c)農作業体験(鶴見緑地にて、栽培~収穫までを体験する)
- (エ) 最新技術の試行・出展イベントプログラム

今後の公園活用や維持管理に活用できる最新技術を企業等から広く募集し、出展や 試行イベントを行うこと。

- (例) 自動清掃ロボット、イベント残渣等の再資源化、企業間連携の取組等
- (t) その他事業者提案に基づくイベントプログラム その他、目的・趣旨に合致した提案イベントを企画すること。
- (カ) 淀川左岸サイクルロード PR イベント

令和6年度に「淀川左岸サイクルロード」の PR イベントの実施を予定している。 その PR のため、デジタルスタンプラリーの実施及び運営、広報手法について提案 し、実施・運営すること。また、デジタルスタンプラリー実施の期間中には「(ア) 集客を促すイベント」とあわせ、鶴見緑地にてサイクルイベントを行うこと。サイクルイベント実施にあたり安全管理には十分留意すること。デジタルスタンプラリー実施に際し、多くの人に参加してもらえる参加者応募による賞品プレゼント型の企画とし、参加者の達成段階に応じて賞品を選択し応募できる仕組みとすること。 デジタルスタンプラリーは約1か月間実施すること。なお、賞品代(100万円以上を想定)は本委託費に含めることとする。

イ 関連イベント等との企画調整

本市等が別途実施を予定している次のイベントやプログラムとの調整を行い、イベントの全体企画を行うこと。なお、詳細の実施内容等については、今後の検討次第で変更する可能性がある。

(ア) プレーヤー・サポーターの提案に基づく公園活用プログラム

本市では、マッチングプラットフォーム(Web)を構築し、公園利活用イベント等を実施するプレーヤー・サポーターの募集を行っている。その運営支援を行うこと。なお、運営支援においては、マッチングプラットフォームの維持管理やマッチングの促進及び提案数拡大に向けた支援等を行うこと。また、マッチング後のイベント提案の実現に向け、企画検討・実施内容(プログラム)・広報等の支援を行うこと。なお、企画検討の支援にあたっては、プレーヤー・サポーターの提案を尊重しながらも、企画の実現性の確保や企画内容の拡充に資するものとすること。募集がない場合も募集を促す等周知活動を行うこと。

なお、土日祝日には、最低1日あたり5以上のプログラムを実施すること。プログラム実施の際には、安全管理に努めるよう留意すること。

関連 URL: https://tsurumiryokuchi.park-connect.jp/

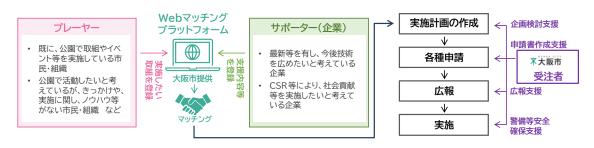


図1 マッチングプラットフォームイメージ

(イ) 鶴見緑地指定管理者との連携

指定管理者の提案に基づく取組・イベントと連携し、鶴見緑地でのイベントを盛り上げること。

(ウ) 他大公園等との連携

令和7年度には、大阪城公園・長居公園・うめきた公園(予定)や天王寺公園と連携し、大阪市全体で万博を盛り上げることができるような取組と連携・調整を行うこと。連携先については今後の調整で増減する可能性がある。

(エ) 万博附随イベントプログラム

ナショナルデーやテーマウィーク、大阪ウィークと関連するイベント等万博本会場と連携したイベントを実施すること(自主イベントのプログラムの一部として実施を想定)。また実施に向け関係機関と調整を行うこと。なお、万博本会場での催事への参加についても、2日間程度を想定しているが、時期・規模等については別途協議すること。

(オ) その他関連イベントプログラム等

現時点では、横浜園芸博(2027 年国際園芸博覧会)や本市関係局等との連携を想定しているが、今後関係先が増える可能性がある。

関連イベント実施のためのテントの設置等、実施に向け関係機関と調整を行い、必要に応じて必要資機材等も用意すること(自主イベントのプログラムの一部として実施を想定)。

(2) 効果計測の検討

本イベントの効果計測のため、測定可能な定性的及び定量的な指標および数値目標を検討・設定すること。加えて、「2.2広報業務(4)休憩所付き PR ブースの設置」については、温度・湿度の測定など、暑熱対策にかかる効果測定を検討すること。

(3) 実施計画・運営計画の作成

(1) および(2) の企画調整結果を踏まえ、イベント全体の会場図面、設営方法、実施 日程表、運営方法、プログラム、緊急時の体制表等を含む「実施計画書」を作成すること。 また、必要に応じ自主イベントおよび関連イベント等については、別途、詳細なタイムス ケジュール、進行台本、スタッフ配置計画等を含む「運営マニュアル」を作成すること。

なお、「実施計画書」および「運営マニュアル」はそれぞれのイベントごとに事前に発注者と協議のうえ作成すること。令和7年度の春・秋イベントの実施については、令和6年度のプレイベントの結果をフィードバックすること。

2. 2 広報業務

イベント開催時に、より多くの参加者が来場するための効果的な広報を展開すること。

(1) ポスター、パンフレットの作成及び印刷、配送

イベントを周知するポスター、パンフレットを作成し、多くの人が集まる場所などに配架 すること。

(2) インターネット等を活用した広報

ウェブサイトの開設や SNS などの広報媒体を活用し、PR 動画等を用いて、広く情報発信すること。なお、作成にあたっては、多言語対応とすること。

(3) パブリシティ調整

テレビ・新聞、雑誌等のメディアに取り上げられるよう調整を行うこと。

(4) 休憩所付き PR ブースの設置

万博の開催期間中に、鶴見緑地内にて休憩所付きの PR ブースを設置すること。PR ブースでは、イベントの予告や実施報告に関するポスターなどを掲示すること。また、休憩所は 夏季(7月から9月頃)でも快適に利用できるよう、ベンチや日よけ、ミスト発生装置など を備えた仕様とし、取組みの目的や効果測定の結果等をブース内で PR すること。

(5) 他公園でのイベント等を活用した広報

令和6年度のプレイベント及び令和7年度の春イベント、秋イベントの開催に先立ち、大阪市内の主要な公園(大阪城公園、長居公園、天王寺公園、うめきた公園(予定)等)で開催されるイベント等と連携し、各イベントの事業者と調整しながらパネル展の実施や PR ブースの設置等を行い、イベントの広報を行うこと。

(6) サイクリングマップ等を活用した広報

市内の大規模自転車道等のサイクリングマップ(紙媒体、デジタル)を作成し、デジタル スタンプラリーのルートとなる自転車走行空間を広報すること。

2. 3イベントの運営

(1)関係機関との事前協議等

イベントの運営にあたり、鶴見緑地の指定管理者をはじめ、警察、消防、周辺地域、本市 発注工事、その他関係機関との協議及び連絡調整を行うこと。またイベント開催に係る各種 申請書関係等の必要書類についても、受注者で作成・提出すること。

関係機関との連絡会議や主要な会議が行われる場合は、必要に応じて本市と調整、連携して出席し、事前に資料の作成等の準備や説明を行うこと。

本市が別途実施するイベントやプログラムと、企画段階からの協議、準備段階の搬入搬出、 当日の運営、警備等、総括的に調整すること。

(2) 運営及び警備

2.1(3)で作成した実施計画・運営マニュアルおよび(1)の協議に基づき、イベントを運営する。

事件や事故など、不測の事態にも迅速に対応できるよう、運営本部や救護室の設置などの 運営体制を構築すること。また、イベント会場の安全の確保や混雑緩和に必要な警備を行う こと。

(3) 資機材等の調達・搬入・撤去

イベント当日に使用する資機材等の搬入・撤去にあたっては、日常の公園利用者の動線なども十分に検討したうえで、安全性に考慮しながら円滑に行うこと。

(4) 効果計測

2.1(2)の検討結果に基づき、効果計測を実施し、数値目標の達成状況等について確認を行うこと。

(5) 園内、周辺地域への配慮

イベント開催により発生するゴミについて、公園内や周辺道路、周辺地域に散乱されることがないように対策を講じること。また、違法駐車・駐輪や、周辺道路で混雑が発生しないよう誘導員の配置等の対策を講じるなど、公園内や周辺地域の環境に十分配慮すること。そのうえでも苦情等があった場合には、誠実に対応すること。

(6) イベント参加者への配慮

イベント実施時期においては、熱中症が発症しやすい時期を含むため、イベント開催時の 熱中症予防への呼びかけ等、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提 供を行うこと。

(7) 当日の気候、天候の条件に対応

当日の午前 7 時現在で大阪市内に警報が発令された場合、また参加者の安全が確保できない可能性がある場合は、発注者と協議のうえ、実施の有無を判断する。

なお、中止となった場合においても、経費はすべて契約金額以内に含まれるものとし、発 注者は契約金額以外の費用を負担しない。

また、雨天も想定したプログラムを事前に検討し、雨天時の公園活用についても対応すること。

(8)保険への加入

保険の加入イベント参加者の怪我や本市施設の損傷等を保証するための保険に加入すること。

(9) イベント参加費の徴取

一般のイベント参加費は無料を原則とするが、参加費を徴取する場合は、提供する物品・サービスや保険料など、参加者に還元される実費相当分とすること。

(10) 収益・協賛金の徴取

キッチンカー等の飲食物販を出店する場合に発生する収益の一部については、イベント企 画内容の充実や公園の魅力向上等に還元される仕組みとすること。また、物品提供に関する 協賛についても積極的に受け付けること。

また、「2.1 (1) ア.自主イベント」については、企業等からの協賛を得て実施することを認める。協賛に関する募集・調整等は受注者が実施し、今後の収益還元による持続的な公園マネジメントにつながるモデルケースとなるように検討すること。また、協賛の受け入れ等に関しては、発注者と協議し決定する。

協賛を募集する場合は、協賛内容や協賛金額、イベントへの還元内容等について、本市に 報告すること。

2. 4 公園活用を進めていくための方策についての検討

本イベントの成果を今後のみどりのまちづくりのレガシーとしていく観点から、本イベント終了後においても、プレーヤーやサポーター、その他の関係主体との関係を継続・拡充しながら、市民や事業者との連携により恒常的に公園活用を進めていくための方策を検討すること。

官民連携や市民参加型の事業スキームをはじめ、関係主体の定期的な意見交換等の場としてのプラットフォーム・中間支援組織のあり方、事業趣旨及び目的をふまえた今後の活動・ 取組の方針を検討し、とりまとめること。

2. 5 サイクルロード利用促進についての検討

淀川左岸サイクルロードをはじめとした本市のサイクルロードの利用促進の観点から、本イベント終了後においても、市民や来阪者が利用しやすくする方策を検討すること。

本業務で作成したウェブサイト、PR動画等の広報ツールやサイクリングマップを活用し、 継続的な広報、情報発信の仕組みを提案し、実装すること。

2. 6 横浜園芸博(2027年国際園芸博覧会)との連携イベントの検討

本市では、横浜市で開催される横浜園芸博(2027 年国際園芸博覧会)において、本イベントの成果を踏まえた催事等の実施を想定している。イベント記録や事業効果の測定結果を踏まえ、横浜園芸博(2027年国際園芸博覧会)における催事等の実施案を検討すること。

2. 7 協議、打合せ等

- ア 業務実施にあたっては、本市担当者と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行い ながら進めること。また、必要に応じて外部有識者の意見を聴取しながら進めること。
- イ 本市のほか、鶴見緑地の指定管理者をはじめ、その他大公園の指定管理者などの関係機関とも十分に協議や連携を行うこと。また、必要に応じて本市と関係機関との打合せや会議の場に出席すること。
- ウ 関係機関との打合せや会議に出席する際は、随時会議資料の作成及び説明を行うこと。

2.8 報告書の作成

- ア 業務内容の検討経過や実施記録、打合せ、協議の記録などを報告書としてとりまとめること。
- イ イベント開催準備中や開催中、開催後の様子などの記録写真を撮影し、とりまとめること。
- ウ 事業効果の測定結果を整理・分析し、報告書に記載すること。
- エ 報告書は、各種検討資料、記録等を発注者の確認を得たうえで、A4判のチューブファイル等に収納し、業務内容毎にインデックス等で分かりやすく整理すること。またあわせて、イベントの実施概要をとりまとめた概要版(ダイジェスト版)を作成すること。(A3版1枚程度及びA4版5枚程度、パネル2枚程度)
- オ 作成した報告書は紙媒体(カラー印刷)と電子データ(CD-R 又は DVD-R に保存)で本市に提出すること。提出部数は紙媒体、電子データともに 2 セットとする。 なお、電子

データの種類については事前に発注者の承諾を得るものとし、電子データはウイルスチェックを実施すること。

3 提案を求める内容

企画提案にあたっては、本事業の趣旨や目的、業務内容を十分理解のうえ、次の事項に対する提案を行うこと。

【提案事項①】イベントの全体企画・調整

事業趣旨や目的を踏まえ、イベントの全体企画及びプログラムスケジュール等を提案すること。提案にあたっては、鶴見緑地の特性をふまえ設定した3つのテーマ沿った集客力のある企画であることに加え、多様な人々にイベントの参加を通して、公園の新たな使い方や楽しみ方の発見につながる企画とすること。また、複数回に分けたイベントとなるため、万博本会場との連携の仕方等万博開催に向けストーリー性のあるイベント企画となることを期待する。

【提案事項②】プレーヤー・サポーター、参加企業との調整

プレーヤー・サポーターが実施する公園利活用プログラムの拡充に向け、プレーヤー・サポーターの参加者数やマッチング成立数の増加、プログラムの高質化に向けた支援内容を提案すること。今後の公園活用、維持管理に活用できる最新技術の試行を企業等から広く募集し、出展に向けた募集・調整手法を提案すること。広く企業から出展してもらえる提案を期待する。

【提案事項③】イベント運営体制

イベントの開催に向けての関係先との調整スケジュールや体制、開催時の警備計画、会場 設営及び搬入搬出、緊急時の対応等の体制について、具体的に提案すること。

【提案事項④】効果的な広報戦略

イベントの開催に向け、多様な手法による多くの集客につながる効果的な広報戦略を提案すること。イベント開催前から話題性のある広報を展開する提案を期待する。

4 契約に関する事項

(1)契約期間

契約締結日 ~ 令和8年3月31日(火)

(2) 履行場所

鶴見緑地ほか

(3)契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、 本募集要項及び企画提案書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、各年度の支払い額の上限については、令和6年度80,000千円、令和7年度200,000千円とする。

(5) 再委託について

- ア 受注者は委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的 判断等の主たる業務については、再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の 再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の 承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 参加条件

(1)参加資格

参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす法人とする。

- ア 1年以上の営業実績を有し、直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市 町村民税(東京都の場合は都民税)の滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ウ 令和5・6・7年度大阪市入札参加有資格者名簿(物品供給・業務委託)種目「04:映画等制作・広告・催事、印刷 03:催事」において登録されていること。
- エ 平成 25 年度以降に、国や地方自治体が発注又は国や地方自治体が参加構成員となる イベント企画運営等業務の契約及び履行した実績を有していること。
- オ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- カ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- キ 2つ以上の法人等が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア〜カの条件を満た す法人同士の場合とし、かつ、次の要件も満たさなければならない。
 - ※ウ・エの要件については、代表者のみに適用する。
 - (ア) 構成員は、共同体の代表者となる法人を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (4) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

- (エ) 単独で参加した法人は、共同体の構成員となることはできない。
- (オ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(2) 欠格事項

役員に次のいずれかに該当する者がいる場合は、参加することができない。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の 団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪市暴力団排除条例施行規則で定める者
- カ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- キ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- ア 選定審査に関する照会・要求等を申し入れた場合
- イ 提出期限までに必要な応募書類すべてが提出されなかった場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- エ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他、不正行為があった場合

6 業務スケジュール

応募書類の提出期限 令和6年2月22日(木)必着

契約締結・業務開始令和6年4月1日(月) 予定

令和6年プレイベント令和6年 11 月2日 (土)、11 月3日 (日)、

11月9日(土)、11月10日(日)予定

令和7年秋イベント令和7年9月14日(日)~10月13日(月)予定

7 参加手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・公表

ア 受付期間

令和6年1月22日(月)~1月26日(金)17時30分

イ 提出方法

「鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託に関する質問書」(様

式1) に必要事項を記入のうえ、「10 提出先・問い合わせ先」に記載のアドレスあて、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「イベント企画運営・質問(法人名)」とすること。

ウ 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和6年2月2日(金)に、大阪市建設局ホームページで公表する。

工 注意事項

- (ア) 受け付けた質問に対する回答は、個別には行わない。
- (4) 質問を行った法人名は公表しない。
- (ウ) 本市が、本募集要項に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては、回答しない。

(2) 応募書類の提出

ア 提出期限

令和6年2月22日(木)17時30分必着

- イ 提出場所・方法
 - (ア) 「10 提出先・問い合わせ先」に記載の住所まで、郵送又は持参にて提出すること。
 - (イ) 郵送する場合は、書留など受領印・署名を伴い、対面配達される方法で、参加者負担により送付すること。
 - (ウ) 持参の場合は、提出の前に提出日時の予定を、事前に電話で連絡すること。
- ウ 必要書類及び部数

必要な提出書類及び部数については、「8 応募書類に関する事項」の「(1) 参加申請書類」、「(2) 企画提案書類」を確認すること。

(3) 提案内容の取扱い

本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本募集要項及び提出された企画提案内容を踏まえ、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしもすべて提案内容どおりに実施するものではない。

(4) その他注意事項

ア 募集要項の承諾

参加者は、応募書類の提出をもって、本要項の記載事項について承諾したものとみなす。

イ 応募内容の変更禁止

応募書類提出後、応募書類の内容を変更することはできない。

ウ 応募書類の取扱い

応募書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時その他本市が必要と認める場合には、本市が提出書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとする。

また、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

工 情報公開

本市に提出された書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

オ 参加の辞退

応募書類提出後に参加を辞退する場合は、「公募型プロポーザル参加辞退届」(様式 6-1 又は 6-2)を提出すること。

カ 費用負担

参加に係る費用は全額参加者の負担とする。

8 応募書類に関する事項

(1)参加申請書類

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書【様式2-1又は2-2】
- (4) 共同事業体届出書兼委任状【様式3】 ※共同事業体のみ
- (ウ) 公募型プロポーザル参加にかかる誓約書【様式4】
- (工) 会社概要書【自由様式】

(業務内容、主な取扱サービス、主な取引先、免許、沿革、過去の業務実績などが 記載されたもの。パンフレットやホームページをプリントアウトしたものの提出を 可とする。)

- (オ) 直近1年度分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書「その3」 又は「その3の3」)【提出時点で発行から3か月以内のもの(原本)】
- (カ) 直近1年度分の本店所在地の法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書【提出時点で発行から3か月以内のもの(原本)】
- (キ) 平成25年度以降のイベント企画・運営に関する業務実績調書 【様式5】 ※共同事業体の場合、(ウ)~(カ)は構成員となるすべての事業者について提出すること。
- イ 提出部数

正本1部

(2)企画提案書類

- ア 提出書類
 - (7) 企画提案書【自由様式】
 - 「3 提案を求める内容」に示した提案事項について、明確に記載すること。
 - (イ) 見積書【自由様式】
- イ 提出部数

正本1部、副本(複写可)10部

選定の公正性を高める観点から、副本の提出書類一式は、参加者の商号又は名称、ロゴマーク、代表者氏名、過去の業務実績の名称や関係法人の名称など、参加者を特定しうる情報が記載された箇所をマスキング(黒塗り又は空白)した状態で提出すること。マスキングが不足している場合は、本市において追加のマスキングを行う。

9 選定に関する事項

(1)選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する会議において、書類審査及び企 画提案内容のプレゼンテーション審査を行い、その意見を受けて本市が受注予定者を選定 する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

イ プレゼンテーション審査は令和6年3月上旬を予定しており、開催場所等の詳細については、参加申請受付後、応募書類の様式2-1又は2-2に記載の担当者あて、通知する。ウ プレゼンテーション審査は、提出した企画提案書を使用し、企画提案内容について口頭

で説明を行うこと。プレゼンテーションにはパワーポイント等の使用も可とする。

- エ 「(2) 選定基準」に記載する選定基準に基づいた審査を行った結果、最も得点が高かった参加者を受注予定者として選定する。
- オ 参加者が1者の場合は、会議にてその者の受注事業者としての適格性等を審査し、受注 予定者を決定する。
- カープレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- キ 審査を経て決定した受注予定者と契約を締結することができない事情が生じた場合は、 審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であったものから順に契約 交渉を行う。

(2)選定基準

企画提案内容を審査する際の基準は次のとおりとする。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|-----------------|--|--------|
| 企画力 | ・イベントの実施プログラムは、事業の趣旨や目的を十分理解 | 30 点 |
| | したうえでの企画内容となっているか | |
| | ・鶴見緑地の特性をふまえた集客力のある企画であることに加 | |
| | え、多様な人々にイベントの参加を通じて、公園の新たな使 | |
| | い方や楽しみ方の発見につながる魅力的なプログラムとなっ | |
| | ているか | |
| | ・イベントは万博開催に向けストーリー性のある企画となって | |
| | おり、今後の公園活用に向けた方策等についての検討をして | |
| | いるか | |
| 調整力 | ・プレーヤー・サポーターの参加者数やマッチング成立数の増 | 30 点 |
| | 加、公園活用プログラムの高質化につながる支援内容となっ | |
| | ているか | |
| | ・最新技術の試行を実施する企業等の募集・調整手法は、より | |
| | 多くの企業等に参加いただけるような工夫がなされているか | |
| | ・関連イベントの実現に向け関係先が多岐にわたるため、柔軟 | |
| 本然工 | に調整できる体制となっているか | 00 F |
| 運営力 | ・イベント開催に向けて、事前の関係先との調整を見据えた実 | 20 点 |
| | 現性のあるスケジュールとなっているか | |
| | ・イベント開催における会場運営、安全対策等を確実に遂行で きる体制、計画となっているか | |
| | さる怪刑、計画となりているか | |
| 情報発信力 | ・SNS の活用やウェブサイトの充実など、ターゲットをふまえ | 20 点 |
| TH TK JL TH J J | た多様な手法により多くの集客につながる効果的な広報計画 | 20 /// |
| | となっているか | |
| | ・話題性のあるイベントとなるための広報展開の工夫がなされ | |
| | ているか | |
| | | |
| | 合 計 | 100 点 |

※合計点が最も高い者が2者以上(同点)の場合

- (ア) 「企画力」の得点が最も高い者を受注予定者として選定する。
- (4) 前号における得点が同じ場合は、「調整力」の得点が最も高い者を受注予定者として選定する。
- (ウ) 前号における得点が同じ場合は、「運営力」の得点が最も高い者を受注予定者とし

て選定する。

- (エ) 前号における得点が同じ場合は、「情報発信力」の得点が最も高い者を受注予定者 として選定する。
- (オ) 前号における得点が同じ場合は、見積価格が最も低い者を受注予定者として選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 提案内容のうち、運営力において安全が確保されていない又は実現性がない等、イベン ト運営において支障となる提案であると判断した場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

10 提出先・問い合わせ先

担当:大阪市建設局公園緑化部調整課

住所: 〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10

ATC ビル ITM 棟 4階電話: 06-6615-6704

電子メール: tsurumi2025@city.osaka.lg.jp